

介護用品を支給します

紙おむつ、尿とりパッド、介護用シーツ、おしりふき及び使い捨て手袋を支給します。

1 支給対象者

次の(1)～(3)の全てに該当する人又は、(1)～(3)の全てに該当する人を在宅で介護している市内在住の家族

- (1) 市内に住所を有し、在宅で生活している
- (2) 介護保険で要介護4又は5と認定されている
- (3) 次のいずれかに該当する世帯(※1)に属している
 - ア 生活保護(※2)又は支援給付(※3)を受けている世帯
 - イ 市民税非課税世帯

(※1) 介護を必要としている人と同居している場合は、原則、同一世帯とみなします。

(※2) 65歳未満の生活保護受給者(医療保険未加入)は対象外となります。

(※3) 支援給付とは、中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額支給しても生活の安定が十分に図れない場合に、その人や配偶者に支給される制度です。



2 支給内容

紙おむつ(パンツタイプ、テープタイプ、フラットタイプ)、尿とりパッド、介護用シーツ、おしりふき及び使い捨て手袋を、1か月当たり6,500円(支給限度額)の範囲内で現物支給します。なお、支給限度額を超えた金額は自己負担となります。

3 お問合せ・お申し込み先 お住まいの区福祉課(高齢介護係)

| 区名 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----|---------------|----------|----------|
| 中 | 中区大手町4-1-1 | 504-2570 | 504-2175 |
| 東 | 東区東蟹屋町9-34 | 568-7730 | 568-7781 |
| 南 | 南区皆実町1-4-46 | 250-4107 | 254-9184 |
| 西 | 西区福島町2-24-1 | 294-6218 | 233-9621 |
| 安佐南 | 安佐南区中須1-38-13 | 831-4941 | 870-2255 |
| 安佐北 | 安佐北区可部3-19-22 | 819-0585 | 819-0602 |
| 安芸 | 安芸区船越南3-2-16 | 821-2808 | 821-2832 |
| 佐伯 | 佐伯区海老園1-4-5 | 943-9729 | 923-1611 |

4 委託契約事業者

| 事業者名 | 電話番号 | FAX番号 |
|--------------------------|--------------|---------------|
| 深川医療器株式会社 | 270-0333 | 270-0331 |
| 日本基準寝具株式会社 | 877-1079 | 877-1323 |
| 株式会社ヤマシタHC事業本部 | 03-6420-3365 | 050-3156-0627 |
| 株式会社アトムワークスワークショップアトム安佐店 | 872-4440 | 836-4411 |
| アビリティーズ・ケアネット株式会社広島営業所 | 535-0758 | 535-0760 |

★ 注文の御連絡先については、各事業者カタログを参照してください。